

厚生労働大臣 田村 憲久 殿



子宮頸がん予防・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチン接種
に関する財源措置についての要望書

現在、子宮頸がん予防・ヒブ・肺炎球菌の3ワクチン接種については、予防接種法の改正案が国会に提出され、4月より定期接種化の予定とされている。しかしながら、その裏付けとなる予算については、今年1月に総務大臣・財務大臣・厚生労働大臣の三大臣合意により、国庫補助金が廃止され、その他の定期予防接種とあわせその9割が「普通交付税」として措置され、結果的には不交付団体には財源が措置されないこととされており、不交付団体には極めて過大な負担が生じようとしている。

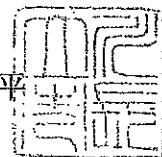
予防接種法第一条では、「伝染のおそれがある疾病的発生及び蔓延を予防するため」に予防接種を行うことが明記されており、子どもの健康については地域格差をつけるべきではないことから、各自治体がばらばらに対応するのではなく、広域的に対応すべきナショナルミニマムであり、その財源は市町村ではなく国が保障すべきである。

また、昨年5月に国の厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会から出された「予防接種制度の見直しについて（第二次提言）」にも、子宮頸がん予防等3ワクチン、さらに今後定期化が予定されている水痘・おたふくかぜ・成人用肺炎球菌・B型肝炎について、「新たなワクチンの定期接種化には、継続的な接種に必要な財源の確保が前提」とも指摘されている。

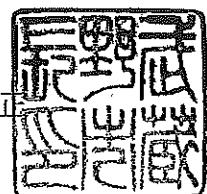
以上のこととふまえ、予防接種事業を円滑かつ平等に実施するため、不交付団体にも国による適切な財源措置が行われるよう、東京都市長会の地方交付税不交付団体である六市は、一致して強く要望する。

平成25年3月28日

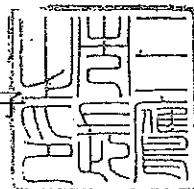
立川市長 清水 庄平



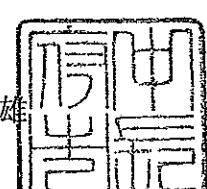
武藏野市長 岳上 守



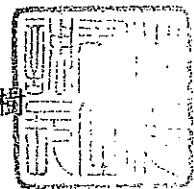
三鷹市長 清原 麗



府中市長 高野 律雄



調布市長 長友 貴樹



多摩市長 阿部 裕行

